

平成27年度包括外部監査結果報告書 指摘事項

倉敷市の人件費について

ページ	項目	指摘事項（抜粋）	担当部署（所管課）	措置状況・理由	対応区分
P103	第3 昇格・昇給 (4) 昇格・昇給の手続きの検討	職員の職務の級別の定数の定めが必要である。 昇格等の規則第4条に「級別定数は、別に定める。」とあるが、倉敷市の条例，規則，内規等には級別定数の別の定めはない。 「定数条例」により，各部局別の定数は定めているため，実際の運用上は問題ないと思われる。しかし，職員の級は級別定数の範囲内で決定するとの規則がある以上，その定数の定めがないと範囲内であるかどうかの判断はできない。	人事課	職員の職務の級別の人数については，外部からのチェック機能を高め，適正な人員管理を行うことを目的に，平成29年度からホームページで公表しています。 このことから，初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則第4条において「級別定数は，別に定める。」必要がなくなったため，平成28年に当該規則を改正しました。	措置済
P159	第7 諸手当 4 その他の手当 (2) 住居手当	借家等の住居手当についてについて，国の基準よりも6,000円加算されている部分については，合理的な理由・根拠が見出せない。家賃等に関わらず定額が上乗せされているのであるから，持家に対する住居手当が廃止されたことと比較すれば，借家等に居住する職員に対して上乗せされた手当が支給されることの不平等性は顕著である。 借家の職員に対する住居手当における月額6,000円の加算についても，廃止がなされるべきである。	人事課	平成30年3月に条例を改正し，住居手当の加算を廃止することとしました。	措置済

(公表日：平成31年1月30日 通知日：平成31年1月28日 法第51号)